

第2期福岡県文化芸術振興基本計画の提案に対する  
意見の申出について(報告)

令和8年2月定例県議会に提案される第2期福岡県文化芸術振興基本計画の策定について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和42年福岡県教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

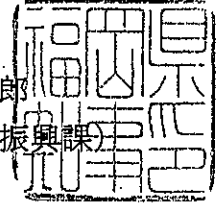
令和8年2月25日

教 育 長

7文第2153号  
令和8年2月9日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(人づくり・県民生活部文化振興課)



第2期福岡県文化芸術振興基本計画の意見聴取について（協議）

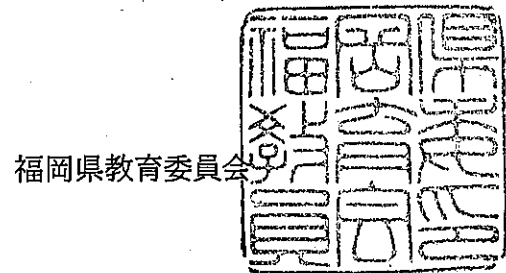
福岡県文化芸術振興基本計画の策定について、令和8年2月定例県議会に別紙のとおり提出します。

については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

なお、意見聴取の結果については、令和8年2月12日（金）までに回答いただきますよう、お願いします。

7教社第1454号  
令和8年2月10日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿



基本計画の提案に対する意見の申出について(回答)  
(対2月9日7文第2153号)

令和8年2月定例県議会に提案予定の「第2期福岡県文化芸術振興基本計画の策定」について、貴職からの意見を求められたことについては同意します。

## 第六三号議案

第二期福岡県文化芸術振興基本計画の策定について

次の第二期福岡県文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

令和八年二月二十日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第二期福岡県文化芸術振興基本計画（骨子） （別冊）

理由

第二期福岡県文化芸術振興基本計画の策定に当たり、基本構想等計画の骨子について、福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成十六年福岡県条例第五十一号）第三条第一項の規定により県議会の議決を求めるものである。

## 第2期福岡県文化芸術振興 基本計画（骨子）

## I 基本構想

### 1 計画策定の趣旨

本県では、県民や文化芸術団体等が一体となった文化振興の取組を加速させるため、文化芸術の振興に関する基本理念や県の責務、基本的施策等を示した「福岡県文化芸術振興条例」を令和2（2020）年3月に制定しました。

本条例に基づき、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福岡県文化芸術振興基本計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

今回、「福岡県文化芸術振興基本計画」の対象期間が終了することに伴い、本県の文化振興をさらに活性化するために、文化芸術を取り巻く状況やこれまでの取組・成果、課題等を踏まえ、「第2期福岡県文化芸術振興基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画の性格

本計画は、福岡県文化芸術振興条例第5条に規定する基本計画として策定し、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置づけるものです。

### 3 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、福岡県文化芸術振興条例及び文化芸術基本法の規定を踏まえ、次に掲げる分野とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民俗芸能	神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能・民俗芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

## Ⅱ 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## Ⅲ 基本的な政策・施策

### 第1章 計画の内容

#### 1 目指す姿

##### 「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものであり、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与える社会包摂の機能によって、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神を育むものです。また、文化芸術には、人々のつながりを創出してコミュニティを活性化する効果や、人々の日常生活の困難や、災害時などの特別な状況において、生きる希望や勇気をもたらす効果もあります。

福岡県には、2つの世界文化遺産をはじめ、文化財、伝統工芸、食文化等、歴史の営みの中で培われてきた、本県が誇るべき魅力あふれる文化があります。地域で守り伝えられてきたこれらの文化を守り、より良いものに高め、将来を担う世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、地域の暮らしの中に文化芸術があふれる、県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指します。

#### 2 4つの施策の柱

県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、4つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組んでいきます。

##### 《柱1》文化芸術の振興

私たちは、美術館やホールなどにおける鑑賞や表現活動を通じて、様々な文化芸術を楽しんでいます。人々は、文化芸術に触れることで、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、その人生をより豊かにしていきます。

また、県内各地域で行われている祭りや踊りなどの伝統行事や文化行事への参加など、地域の人々による主体的な文化芸術活動は、地域の一体感を高め、地域に活力をもたらしています。

それら、文化芸術の持つ力を活かすため、福岡県の文化芸術の振興と継承に取り組みます。

令和11(2029)年度に予定されている新潟県立美術館の開館やその準備をきっかけとして、文化芸術の振興への県民の理解と関心をより喚起し、県民の文化芸術活動の場をさらに広げるとともに、地域の多様な人々により行われる主体的な文化芸術活動への支援、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図ります。

### 《柱2》文化芸術に親しむことができる環境づくり

県民の誰もが文化芸術に親しみ、文化芸術がもたらす効果を等しく享受できるように、県内各地の劇場やホール、博物館・美術館などの文化施設において多様な文化事業を展開し、文化芸術に触れ親しむことができる環境づくりを進めます。併せて、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される地域固有の景観を大切に活用していくことで次世代に継承していきます。

本県で育まれてきた文化芸術を次代に受け継ぎ発展させていくためには、文化芸術の担い手となる芸術家や文化芸術団体、文化施設の運営やアートマネジメントに携わる人の育成・確保が必要です。「新潟県アーツカウンシル(仮称)」を設立し、文化芸術を担う人材の育成・支援を行うとともに、県、市町村、大学、民間団体など様々な機関と連携・協働しながら、県内の多様な文化芸術活動が持続的に発展する環境を醸成していきます。

また、子どもたちが、日々の暮らしの中で文化芸術に触れること、感じること、学ぶこと、表現することができる機会の充実を図ります。

さらに、文化施設以外の地域の居場所等における県民が文化芸術に触れる機会の充実にも努めます。

そして、県民がその年齢、障がいの有無や国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるインクルーシブ(社会包摂的)な環境づくりを進めることで、県民全体のウェルビーイングを向上させていくことをめざします。

### 《柱3》障がいのある人の文化芸術活動の推進

障がいのある人が生み出す文化芸術活動には、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の考え方にとらわれない新たな価値観を投げかけるものなどが多く存在します。これらの作品に多くの人が触れ、感動と尊敬、驚きや好奇心を持つことで、相互理解や多様性の尊重などにつながり、共生社会の実現にも寄与することとなります。

障がいのある人が参加できる鑑賞、創作、発表の機会を提供するとともに、文化芸術活動を支援するための関係機関との連携、協力や人材の育成、確保等を推進し、文化芸術活動を通じた個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていきます。

また、その活動が枠組みにはめられ、その他の文化芸術活動との分断が生じることのないように啓発に努めます。

#### 《柱4》文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

文化芸術は、人々に感動や喜びを与え、地域の魅力を伝えることができる重要な地域資源であり、人のつながりを創出する力や地域への愛着や理解を育む力を持つものでもあるため、地域の活性化や地域課題の解決につながることを期待されています。また、文化芸術の持つ創造する力は、地域のにぎわいを創出し、産業を活性化し、活力に満ちた地域社会を生み出すものでもあります。

互いに異なる背景を持つ人々との文化芸術の交流を通じた相互理解は、地域と地域、人と人との信頼関係を育て友好関係を発達させていく上で、不可欠なものです。

今後も、地域における文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携により地域の活性化や地域課題の解決を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を一層強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図ります。

### 3 施策の方向性と施策

#### 《柱1》文化芸術の振興

施策の方向性	施策
(1) 芸術・芸能・生活文化等の振興	○ 芸術・芸能・生活文化等活動の推進
(2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展	ア 伝統芸能等の継承・発展
	イ 伝統工芸の継承・発展
(3) 文化財等の保存・活用	ア 文化財等の保存
	イ 文化財等の活用
(4) 世界文化遺産等の継承	ア 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用
	イ 『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用
	ウ 「山本作兵衛コレクション」、「朝鮮通信使に関する記録」(ユネスコ世界の記憶)、「山・鉾・屋台行事」(ユネスコ無形文化遺産)などの保存・活用

## 《柱2》文化芸術に親しむことができる環境づくり

施策の方向性	施策
(1) 文化芸術を育む人づくり	ア 文化芸術の担い手の育成・確保
	イ 青少年・高齢者の文化芸術活動の充実
	ウ 学校教育における文化芸術活動の充実
	エ 顕彰の実施
(2) 文化芸術に親しむ機会の充実	ア 県民の鑑賞等の機会の充実
	イ 文化芸術に関する県有文化施設の充実・活用促進
(3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用	○ 文化的・歴史的景観等の保全・活用

## 《柱3》障がいのある人の文化芸術活動の推進

施策の方向性	施策
(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進	ア 鑑賞の機会の拡大
	イ 創造活動・発表機会の拡大
(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり	ア 創造活動への支援
	イ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保

## 《柱4》文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

施策の方向性	施策
(1) 文化芸術を活用した地域活性化	○ 文化芸術を活用したまちづくり・産業・観光等の振興
(2) 文化芸術を通じた国際交流の推進	○ アジアその他地域等との文化芸術を通じた国際交流の推進
(3) 文化芸術の魅力の発信	○ 国内外への文化芸術の魅力に関する情報の発信

## 第2章 推進体制

計画の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体等と連携して取り組めます。

なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や、計画期間中に行われる次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 1 市町村や国、都道府県との連携

- 文化芸術の振興は、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が、その地域の特色や課題を踏まえながら取り組むことが、効果的であり重要です。

- ・ 県は、広域的な行政機関として、県民の文化芸術活動が円滑に行われるための条件整備や環境づくりを進めます。また、市町村の文化行政職員や文化施設職員の資質向上を図るため研修会を開催するとともに、市町村との連携を強化することにより、地域の実情に応じた文化芸術振興施策を展開し、この計画を推進します。
- ・ 同時に、国や他の都道府県とも様々な局面で連携を図ります。

## 2 文化芸術団体等との連携

- ・ 県内各地域には、福岡県文化団体連合会加盟団体をはじめとする文化芸術団体が、様々な文化芸術活動を展開しており、本県の文化芸術を振興する上で大きな役割を担っています。
- ・ 小・中・高等学校等においては、子どもたちが文化芸術の魅力を理解し愛する心や、豊かな感性を育むため、文化芸術に関する体験学習や鑑賞機会の充実などに取り組むことが期待されています。また、大学等の高等教育機関においては、芸術家の養成、地域の文化芸術活動への助言・提案、文化芸術振興に必要な調査研究などに取り組み、地域の文化芸術振興の推進に積極的な役割を果たすことが期待されています。
- ・ 企業においては、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、経済活動のみならず、文化芸術についての理解と関心を深め、地域の文化芸術活動への支援や企業がもつ技術やサービス等の経営資源の活用など、地域の文化芸術の振興に取り組んでいくことが期待されています。
- ・ 県は、これらの文化芸術団体や教育機関、企業等との緊密な連携を図りながら、この計画を推進します。

## 3 庁内連携

- ・ 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野との施策との有機的な連携が必要であることから、庁内関係部局による連絡会議を設置し、文化芸術振興施策を総合的、計画的に推進します。
- ・ 様々な分野にわたり多くの組織によって行われる文化芸術振興施策が全体として調和し、効果的に行われるよう、個別の課題に応じて関係部局との間で密接な連携を図り、その解決に取り組めます。

## 4 「福岡県アーツカウンシル（仮称）」の設立

- ・ 本県の文化施策を推進する新たな仕組みとして、「福岡県アーツカウンシル（仮称）」設立に向けた検討を進めます。県全体を捉え、より俯瞰的な視点から検討を行い、本県にとって最適な文化芸術活動の支援の仕組みを構築します。
- ・ 設立後は、県、市町村、大学、民間団体など様々な主体と連携・協力しながら、県内の多様な文化芸術活動の活性化を図ります。

## 5 進行管理

本計画に掲げた施策の具体的な取組の進捗状況、成果、解決すべき課題を毎年度確認しながら、PDCAサイクルにより、計画の実行性を高めます。

また、進捗状況については毎年、福岡県文化芸術振興審議会に報告し、意見を求めます。